



# 金 沢 市 公 報

第 3 2 1 7 号 の 3

令和8年(2026年)6月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成20年告示第22号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部改正について （歴史都市推進課）	1
○長町観光駐車場等の使用料の徴収事務の委託について （観光政策課）	1
○地縁による団体の告示された事項の変更について （市民協働推進課）	2
○介護保険法の規定による事業者の指定について（2件） （介護保険課）	2
○介護保険法の規定による事業の廃止について（ " ）	3

○狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について （地域保健課）	3
● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について （農業水産振興課）	3
○地区計画等の原案の縦覧について（都市計画課）	3
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について（ " ）	4
○開発行為に関する工事の完了について （建築指導課）	7

## 告 示

### ●金沢市告示第161号

令和4年告示第126号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

表59の項中

北海道小樽市新光一丁目4番125号  
新光マンション205号  
株式会社スティル札幌

を

沖縄県糸満市字潮平600番地5  
株式会社CEO

に改める。

### ●金沢市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により長町観光駐車場等の使用料の徴収事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人金沢市シルバー人材センター	金沢市二口町二24番地5	令和8年4月1日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山河畔観光駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場及びにし茶屋観光駐車場の使用料

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前		変 更 後		変更年月日
大野町4丁目 東町会	代表者の氏 名及び住所	松本 茂和 金沢市大野町4丁目力159番地1		下村 秀明 金沢市大野町4丁目185番地17		令和8年 4月1日
三浦町会	区域	町の名称	地番	町の名称	地番	令和8年 4月27日
		割出町	262番1から267番5まで、275番2から275番5まで、275番7、276番4から282番1まで、298番4から300番10まで、322番1から339番1まで及び435番1から436番1まで	割出町	261番2、262番1から267番5まで、275番2から275番5まで、275番7、276番4から282番1まで、298番4から300番10まで、322番1から339番1まで及び435番1から436番1まで	

●金沢市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1760191971	どにちの訪問看護ステーション	金沢市北安江4丁目28-14 キャッスル駅西202号室	どにちのワークス合同会社	令和8年5月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770107793	ケア デザイン	金沢市専光寺町せ4番地2	Heartful Life 合同会社	令和8年5月1日	居宅介護支援

1770107801	介護支援マルジュ金沢	金沢市高島3丁目 124番地 五高ビル 3階 307号	株式会社マルジュ	令和8年5月1日	居宅介護支援
------------	------------	-----------------------------------	----------	----------	--------

●金沢市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191195	訪問介護インカローズ	金沢市駅西新町1丁目39番 14号リ ブローゼ101号	合同会社インカローズマリー	令和8年3月31日	訪問介護

●金沢市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により狂犬病予防業務関係手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人石川県獣医師会	金沢市才田町戊324番地3	令和6年4月1日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

- (1) 犬の登録手数料
- (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和8年6月1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、令和8年6月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	地域交流拠点 湯涌地区 地区計画	金沢市北袋町、芝原町、羽場町、東町、湯涌町、湯涌荒屋町及び湯涌田子島町の各一部	別図（登載省略）のとおり

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 協定を締結した相手方  
大和町会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日  
令和8年5月29日
- 3 協定番号  
50
- 4 協定の名称  
大和町会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	大和町会地区まちづくり計画		
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長土堀3丁目の一部		
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.7ha		
まちづくりの目標	<p>本地区は、文化の発信と交流の拠点である金沢市民芸術村や地域の暮らしに潤いと安らぎを与える犀川に隣接し、文化や自然を身近に感じられる魅力ある環境にあり、昼間は文化活動や散策、ジョギングなどを楽しむ様々な人々が行き交う地区である。</p> <p>今後も文化的な活力ある賑わいと夜間の静かで落ち着いた住環境の調和を図るとともに、地域コミュニティの維持・醸成を進め、誰もが安心して暮らせる魅力あるまちの形成を目標とする。</p>		
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 文化的な賑わいを大切にしつつ、静穏な住環境を守るまちづくり</p> <p>(2) 安心して歩きやすく、きれいなまちづくり</p> <p>(3) 地域コミュニティを大切にすまちづくり</p>		
地区の区分	名 称	準住居地区	準工業地区
	面 積	約0.1ha	約0.6ha

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。 (1) 畜舎、葬儀場 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (9) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの	(11) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。） (12) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 (13) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる物品の貯蔵又は処理に供するもの (14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号（風俗営業）
	土 地 利 用 等 の 制 限	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者も含む。）は、事前に大和町会に協議しなければならない。	
	そ の 他	(1) 来訪者を伴う施設では、夜間（午後10時から午前6時までの時間をいう。）の営業を行わないよう努めるとともに、午後6時以降に騒音が発生しないよう配慮する。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (2) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 (3) 地震や水害等の災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 (4) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (5) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める。 (6) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (7) たばこ及びごみのほい捨てをしないよう努める。 (8) 定期的にまちの美化清掃に努める。	

大和町会地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月1日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市岸川町に13番1	金沢市岸川町子21番地 竹内 祐貴

令和8年(2026年)6月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄